

委員会発案第2号

議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年（2025年）5月21日

提出者 議会運営委員会
委員長 上 森 茜 印

柏崎市議会議長 柄 沢 均 様

新潟県柏崎市議会基本条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市議会基本条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「2年ごと」を「一般選挙を経た任期開始後3年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

本条例の検証を行う時期が、当該検証の結果において改善が必要と認めるときの適切な措置が当該検証を行った年度の属する任期のうちに確実に講じられる時期となるよう所要の改正を行うため